

資料 4

広島県動物愛護管理推進計画の取組方針について

【関係行政機関取組方針】

○広島県

- 1 犬・ねこの所有権放棄の有料化
 - ・飼い主の終生飼養に対する責任の自覚を促すため、引取った犬・ねこの殺・焼却処分に係る経費について飼い主から徴収する。
 - ・呉市と連携して7月1日から実施する。引取手数料は、他県等の金額とほぼ同額としている。
- 2 定時定点引取りの縮小
 - ・安易な引取りを防止するために、定点場所、回数を削減する。
 - ・定点場所：23定点（現行94定点を削減するが、1市町1ヶ所は残すこととする）
 - ・引取り回数：2回／月（現行4回／月）
 - ・延べ引取り日数（3路線）：16日／月（現行33日／月）
- 3 動物愛護推進員の活動の推進
 - ・平成22年1月に実施したアンケート調査結果に基づき、推進員活動を推進するために、情報交換、情報提供の方法や内容といった行政が行う支援等を検討して実施する。
 - ・平成22年度の推進員活動報告書を取りまとめ、引き続き行政の支援等を検討する。
- 4 譲渡動物飼養者に対する適正飼養の支援・拡充
 - ・譲渡後の追跡調査を充実強化して、登録・注射、不妊・去勢の確認を行うとともに、適正飼養を支援し、地域の動物愛護と適正飼養の普及・啓発を行う。
- 5 動物愛護教育の充実
 - ・小学校高学年以上向け動物愛護教室において、不妊・去勢の重要性及び動物由来感染症について啓発を行い、動物の愛護と適正飼養を推進する（平成23年3月から実施）。
- 6 ホームページの充実
 - ・不適正な飼養を防止するために、適正飼養に関するHPを充実し周知・啓発を行う。
 - ・飼い主不明の収容動物の返還を促進するために、HPに迷子犬情報を掲載し周知を行う（平成23年1月から実施）。

○広島市

- 1 犬・ねこの所有権放棄の有料化
 - ・平成24年4月を目途に準備を進めている。

- ・引取手数料は県、呉市と同額。引取り定点については、平成22年度にそれまでの10定点を6定点とした。平成23年度は現状どおりとする。
- 2 動物愛護推進員の委嘱
 - ・平成23年3月17日に委嘱予定した。任期は2年で、動物愛護推進員数は22名。
- 3 狂犬病予防注射接種率の向上
 - ・接種率は、平成20年度79.5%、平成21年度80.3%、平成22年度79.1%でやや減少した。引き続き接種率を向上させるために取組み、平成23年度以降81%以上とする。

○呉市

- 1 犬・ねこの所有権放棄の有料化
 - ・県と連携して、同時期に同額で作業を進めている。支所等での申請受付方法や、HP、リーフレット等による周知啓発方法を検討しているところである。
 - ・引取り定点については、現在支所のための18か所のため現状どおりとする。
- 2 動物愛護推進員の活動の推進
 - ・動物愛護推進員やボランティアの市民で構成され、平成22年6月に立ち上げた「くれアニマルボランティアの会」を通じて、体験ボランティアの参加を募集する等、引き続き充実させる。
 - ・積極的に広報を行い、ボランティアの裾野を広げて、動物愛護推進員を拡充していく。
- 3 譲渡の推進
 - ・譲渡可能動物をボランティア主催のブログ「あなたのお家はどこですか」に掲載しているが、引き続き譲渡を推進する。
 - ・平成23年9月の動物愛護週間行事の際、譲渡後の新しい飼い主の近況報告を行い、センター内に掲示して啓発を行う。
- 4 適正飼養の普及啓発
 - ・不妊・去勢手術の普及や、年2回のしつけ飼い方セミナー等を活用して、模範的な飼い主を増やす。

○福山市

- 1 定時定点引取りの見直し
 - ・平成23年4月1日より現在の24定点を8か所削減して16定点とする。
- 2 動物愛護推進員の委嘱
 - ・平成23年2月1日に委嘱し、推進員活動の支援を行うこととしている。

【推進協議会取組方針】

推進計画の目標達成に向けて、平成23年度の重点方針を定めて推進協議会として取り組む

- 1 動物愛護推進員の活動の推進
 - ・ 県・3市と連携して、アンケート調査結果に基づき、情報交換・情報提供の提供方法、内容を検討し活動を推進する。

- 2 不妊・去勢の普及啓発の徹底
 - ・ 引取り数を削減するために、既存・新規リーフレットの配布、HPへの掲載等により普及啓発を行う。
 - ・ 各センター、協議会構成団体、動物愛護推進員等により実施する。